

空き家対策への取り組みに関する情報

神奈川県で政治連盟と調査士会が連携し、横浜市と協定締結。



横浜市記者発表資料

別添1

平成27年7月23日
建築局企画課

横浜市と神奈川県土地家屋調査士会が「空き家等対策に関する協定」を締結

横浜市では、空き家等の所有者の方への啓発、中古住宅としての流通・活用促進、管理不全の防止や空き家の跡地の活用を柱とした総合的な空き家対策を推進するため、平成27年3月30日に、不動産、法務、建築、NPO法人の専門家団体との連携・協力に関する「空き家等対策に関する協定」を締結しました。現在、各団体の窓口を活用して空き家等の所有者等を対象にした相談をスタートしています。

このたび、空き家に関する総合的な対策を推進するための連携・協力体制の更なる充実を目指し、神奈川県土地家屋調査士会とも「空き家等対策に関する協定」を締結しました。まずは、他団体同様、空き家等の所有者等を対象にした相談窓口を開設します。

◆協定締結の概要

《協定締結日》平成27年7月23日(木)

《出席者(代表者のみ)》

神奈川県土地家屋調査士会 会長 岩倉 弘和 氏
横浜市建築局 局長 坂和 伸賢

《協定締結期間》

平成27年7月23日から平成30年3月末まで

《主な連携内容》

・パンフレットやチラシによる適正な管理に向けた啓発・PR

・空き家等の所有者等を対象にした相談対応

相談内容: 建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること



◆空き家相談窓口の概要

空き家の所有者が抱える課題に応じて専門家が相談に応じます。

各団体により、受付時間や無料で受けられる内容は異なります。

- 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会(045-633-3035)
- 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部(045-321-8733)
・不動産(空き家)の売買や賃貸に関すること
- 横浜弁護士会(045-211-7719)
・空き家の相続、成年後見等権利関係の整理、空き家をめぐる紛争の解決に関すること
- 神奈川県司法書士会(045-641-1348)
・土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること
- 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会(045-662-1337)
・建物に関すること
- 特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク(045-681-2922)
・空き家の活用(※)に関すること
※地域活動や行政サービスを目的とするものに限り、
※地域活動のために、建物を使用したい方の相談にも応じます。
- 神奈川県土地家屋調査士会(045-312-1177)**
・**建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること**

新設

お問合せ先

建築局企画課長

鈴木 和宏

Tel 045-671-3627

横浜市における空き家等対策に関する協定書

神奈川県土地家屋調査士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空き家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心を確保するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに付属する工作物であつて居住その他の使用がなされていなく、ことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

(取組事項)

- 第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。
- (1) 空き家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
 - (2) 空き家等の不動産取引の促進に関すること。
 - (3) 空き家等の活用促進に関すること。
 - (4) 空き家等の権利関係の整理に関すること。
 - (5) 空き家等の跡地活用に関すること。
 - (6) 空き家等への対策に必要な情報の共有及び発信
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(連絡会の設置)

- 第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。
- 2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(乙が主体となって取り組む事項)

- 第5条 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空き家等に関する情報を提供するものとする。
- 2 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

- 第6条 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。
- 2 甲は、甲が主催する相談業務において、空き家等の所有者等に対する相談を実施するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容及びその他空き家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成27年7月23日から平成30年3月末日とし、有効期間満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月23日

甲 神奈川県横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会
会長 岩倉 弘 和



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文 子



各調政連の空き家対策への取り組み状況をお知らせ下さい。